マイ・ペイすリボ会員特約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
マイ・ペイすリボ会員特約	マイ・ペイすリボ会員特約	
第２条（カード利用代金の支払区分） １．本カード利用時の支払区分が１回払いまたはリボルビング払いの場合、会員規約第２９条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日（支払期日が１０日または８日の場合には前月１５日、以下同じ）時点において、当該月の利用代金が、本条第２項に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は１回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすリボ会員がカード利用の際に２回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が１回払いとなる場合があります。 （略）	第２条（カード利用代金の支払区分） １．本カード利用時の支払区分が１回払いまたはリボルビング払いの場合、会員規約第２９条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日（支払期日が１０日または８日の場合には前月１５日、２６日の場合には前月末日、以下同じ）時点において、当該月の利用代金が、本会員が本条第２項に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は１回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすリボ会員がカード利用の際に２回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が１回払いとなる場合があります。 （略）	（削除） （削除）
２．本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第３１条にかかわらず、下記のいずれかとします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、マイ・ペイすリボ申込み時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。 （略） （２）元金定額コースを指定した場合は、５千円以上の当社が指定する金額（ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）または当社が適当と認めた金額に本条第４項に定める手数料を加算した額 （略）	２．本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規約第３１条にかかわらず、下記のいずれかとします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、マイ・ペイすリボ申込み時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。 （略） （２）元金定額コースを指定した場合は、支払いコースを指定したときに指定した金額（５千円または１万円以上１万円単位。ゴールドカードの場合は１万円以上１万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）または当社が適当と認めた金額に本条第４項に定める手数料を加算した額 （略）	（変更）
４．手数料額は下記の方法で算出するものとします。 （略）	４．手数料額は下記の方法で算出するものとします。 （略）	

マイ・ペイすリボ会員特約新旧対照表

改定後	改定前	備考欄
（２）新規の利用代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。 （2024年4月改定）	（２）新規にご利用した代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。 （2023年10月改定）	（変更） （変更）